

公 示 送 達 書

由布市告示第 100 号

令和 8 年 7 月 24 日

由布市長 相馬 尊重



下記の者にかかる書類は、当市保険課に保管しており、受領権限を有するものにはいつでも交付します。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

[illegible]